

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を  
公布する。

平成22年4月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 1 号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正す  
る規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正  
する。

第1条第20項中「上下水道局総務部地域事業課」を「上下水道局技術監理室地域  
事業課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)